

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3298号)

令和8年1月14日

横 情 審 答 申 第 3298 号

令 和 8 年 1 月 14 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年10月17日旭税第440号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「別紙1のとおり（別紙A-1～3、B-1～3、C-1～3、D-1～3は別紙1の補足資料、本紙含み計14枚で一式）」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「別紙1のとおり（別紙A-1～3、B-1～3、C-1～3、D-1～3は別紙1の補足資料、本紙含み計14枚で一式）」の保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年8月29日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第1項に規定する保有個人情報が存在しないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件保有個人情報開示請求に係る保有個人情報は作成しておらず、保有していないため、不開示とした。
- (2) 審査請求人が令和5年11月27日、同年12月1日、令和6年4月2日、同年7月31日ほかに計145回旭区税務課に所属する課長、係長に宛てて送信した電子メール（添付ファイル：開示請求・審査請求に係る資料及び過去の電子メールを含む。以下「本件メール」という。）の本文には、令和5年8月21日特定文書番号1による保有個人情報不開示決定（以下「旭区不開示決定」という。）と当該決定に対する令和5年9月13日付審査請求に係る令和5年10月10日特定文書番号2による弁明書（以下「旭区弁明書」という。）の内容に矛盾があるのではないか（以下「質問事項1」という。）、旭区不開示決定と旭区弁明書の決定を行ったのであれば、令和5年10月17日付開示請求の別紙2の内容にも不開示決定を行うべきではないか（以下「質問事項2」という。）、給与支払報告書の提出先に関して、旭区民からの相談に係る問合せに対する回答を確認したい（以下「質問事項3」という。）という内容が記載されており、審査請求人はこの3点について回答を求めているものと考えられる。

しかし、質問事項1から質問事項3までは、審査請求人が令和5年9月13日付で

行った審査請求及び給与支払報告書について令和6年5月24日付で行った審査請求に関する内容であり、これらの審査請求はそれぞれ令和5年10月10日及び令和6年6月14日に審査会へ諮詢している。そのため、審査会からの答申が出されるまでは、質問事項1から質問事項3までの内容について諮詢相手である実施機関として回答すべきとは考えておらず、対応していない。なお、諮詢に対する答申があったときは、これを尊重して、審査請求に対する裁決を行う。

以上のことから、旭区税務課の対応状況が分かる文書は作成又は取得しておらず、保有していないため、不開示とした。

- (3) 旭区不開示決定及び旭区弁明書に係る質問以外の旭区税務課の所掌事務に係る問合せについては、令和5年11月21日に回答している。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件保有個人情報開示請求に係る保有個人情報は作成しておらず、保有していないということは計145回のメールによる疑義申立てに対し、何らの対応もしなかつたと解されるので改めて精査を願う。
- (3) 不開示とする合理的理由の記載がない。
- (4) 本件処分は不当である。

#### 5 審査会の判断

- (1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、開示請求書の記載から、本件メールに対する旭区税務課の対応状況が分かる文書と解される。

- (2) 本件保有個人情報の不存在について

実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

ア 開示請求書の別紙A-1からA-3まで、別紙B-1からB-3まで、別紙C-1からC-3まで及び別紙D-1からD-3までの電子メールにおける質問については、審査請求人が令和5年9月13日付で行った審査請求及び令和6年5月24日付で行った審査請求に関する内容であり、これらの審査請求はそれぞれ令和5年10月10日及び令和6年6月14日に審査会へ諮詢しており、審査会からの答申が出されるまでは上記質問

の内容について実施機関として回答すべきとは考えておらず、対応していないので、上記質問への対応に関する文書及び記録は存在しない。

イ 旭区不開示決定及び旭区弁明書に係る質問以外の旭区税務課の所掌事務に係る問合せについては、令和5年11月21日に当時の旭区税務課の職員が、電子メールにより回答している。

ウ 開示請求書の別紙A-1からA-3まで、別紙B-1からB-3まで、別紙C-1からC-3まで及び別紙D-1からD-3までの電子メールについては対応不要と判断しており、審査請求人へ返信等は行っていないため、返信等の電子メールは存在しない。

エ そのほか、旭区税務課の対応状況が分かる文書は、存在しない。

### (3) 本件処分の妥当性

ア 開示請求書並びに開示請求書の別紙A-1からA-3まで、別紙B-1からB-3まで、別紙C-1からC-3まで及び別紙D-1からD-3までの電子メールの記載から、審査請求人が開示を求めるのは令和5年11月27日以降の電子メールに対応するものであるため、実施機関が令和5年11月21日に送信した上記(2)イの電子メールは、対象となる保有個人情報に含まれない。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらない。

### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### (第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

### 《 参 考 》

#### 審 査 会 の 經 過

年 月 日	審 査 の 經 過
令 和 6 年 10 月 17 日	・実施機関から諮詢書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 11 月 26 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 11 月 13 日 (第48回第四部会)	・審議
令 和 7 年 12 月 4 日 (第49回第四部会)	・審議